

答申第38号

(諮問第50号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成18年11月10日及び同月22日付けで異議申立人に対して行った公文書一部公開決定処分について、非公開とした次の部分は公開すべきであるが、その余の判断は妥当である。

- (1) 平成17年7月21日及び同月22日付け治山事業土地使用（兼保安林指定）承諾書に記載された施工地の地番並びに土地所有者の住所及び氏名
- (2) 平成17年11月28日付け治山事業土地使用（兼保安林指定）承諾書に記載された施工地の地番

第2 異議申立てに至る経緯

1 公文書の公開請求

異議申立人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、実施機関に対し、次の公文書の公開を請求した。

- (1) 平成18年11月1日付け請求
平成17年度大分県災害関連緊急治山事業に伴う「〇〇外2筆」の立木の伐採に関する大分県と土地所有者の間で締結した契約書
- (2) 平成18年11月14日付け請求
平成17年度〇〇地区治山事業土地使用承諾書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成18年11月10日及び同月22日付けで、それぞれ次の公文書を特定した上で、条例第7条第1号に該当することを理由に、一部公開決定を行った。

- (1) 平成18年11月10日付け一部公開決定（西局基盤第18481号）
物件移転補償契約書
- (2) 平成18年11月22日付け一部公開決定（西局基盤第18499号）
治山事業土地使用（兼保安林指定）承諾書

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年12月11日付けで、上記の一部公開決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 本件異議申立ての趣旨

- (1) 上記第2の2(1)の公文書
契約当事者「甲」の氏名及び印影の公開を求める。
- (2) 上記第2の2(2)の公文書
施工地の地番並びに土地所有者の住所、氏名及び印影の公開を求める。

2 本件異議申立ての理由

異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 上記第2の2(1)の公文書
契約当事者「甲」の氏名及び印影が公開されていないので、当該契約の正当性が判断できない。
- (2) 上記第2の2(2)の公文書
承諾者の住所、氏名及び印影が公開されていないので、当該承諾の正当性が判断できない。

第4 実施機関の説明の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 本件公開請求対象公文書の意義、性格等について

- (1) 上記第2の2(1)の公文書
県が施工する治山工事の支障となる立木の移転を行うため、県と当該物件所有者（管理者）の間で締結した「物件移転補償契約書」であり、物件の所在地、移転を行う範囲、補償金額及び移転期限を定めたものである。補償金額は、九州地区用地対策連絡協議会及び大分県が定めた、「用材木の伐採補償単価」により算定したものである。
なお、物件移転補償契約は、平成17年11月28日付けで締結され、移転期限は平成18年1月31日となっており、既に完了している。
- (2) 上記第2の2(2)の公文書
県が治山工事を行うために必要な土地について、土地所有者（管理者）が使用を承諾したものとして、土地所有者（管理者）から県知事あてに提出された「治山事業土地使用（兼保安林指定）承諾書」であり、使用を承諾した土地の所在地及び承諾の条件を定めたものである。なお、保安林指定承諾については、対象となる土地は、既に保安林に指定されているため承諾は要しない。

2 本件公開請求対象公文書の非公開情報該当性判断について

- (1) 条例第7条第1号該当性について
 - ① 上記第2の2(1)の公文書
物件移転補償契約書には、個人の住所、氏名、印影、補償金額が記載されており、条例第7条第1号に規定する「当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断し、一部公開とし

た。

② 上記第2の2(2)の公文書

治山事業土地使用（兼保安林指定）承諾書には、土地所有者（管理者）が承諾した土地の地番、土地所有者（管理者）の住所、氏名、印影が記載されており、条例第7条第1号に規定する「当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断し、一部公開とした。

(2) 本件異議申立ての理由に対する反論について

条例第5条は、何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであり、公開請求者に対し、公開請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではない。したがって、公開請求者が誰であるか、又は公開請求者が公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情は、当該公文書の公開決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

異議申立人は、本件異議申立ての理由を、物件移転補償契約書については、「当該契約書に記載された契約当事者の氏名及び押印の印影が開示されていないので、契約が正当になされたものかどうかの判断ができないため」と、治山事業土地使用（兼保安林指定）承諾書については、「当該承諾書に記載された承諾者の住所、氏名及び押印の印影が開示されていないので、承諾が正当になされたものかどうかの判断ができないため」としているが、前述のように契約又は承諾の正当性判断という個別的事情によって本来非公開とすべき情報が公開されることはない。

したがって、条例第7条第1号に規定する個人情報に該当することが明白である物件移転補償契約書に記載された住所、氏名、印影及び補償金額並びに治山事業土地使用（兼保安林指定）承諾書に記載された住所、氏名、印影及び地番は、非公開とすることが妥当である。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえ、本件異議申立てに係る内容について審議した結果、次のとおり判断した。

1 物件移転補償契約書について

物件移転補償契約書は、県が施工する治山工事の支障となる立木の移転を行うため、実施機関と当該物件所有者（管理者）との間で締結した契約書であり、物件の所在地、移転を行う範囲、補償金額及び移転期限を定めている。同契約書には、立木所有者（管理者）の住所、氏名、印影、土地の表示、補償金額その他の補償の内容等が記載されており、その内容は、全体として条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と認められる。原処分において非公開とされている部分は、立木所有者（管理者）の住所、氏名及び印影並びに補償金額であるが、これらのうち氏名及び印影についてのみを

本件異議申立ての対象としているので、以下この点について検討する。

真実の立木所有者（管理者）が誰かという情報は、必ずしも不動産登記簿に登記されるなどして公示されるものではなく、また慣行として公にするという仕組みも当該地域に存しないことが認められるので、条例第7条第1号ただし書イには該当せず、しかも、同号ただし書ロ、ハ、ニ及びホに該当する事情も存しない。したがって、物件移転補償契約書に記載された氏名及び印影は、条例第7条第1号の非公開情報に該当する。

2 治山事業土地使用（兼保安林指定）承諾書について

本文書は、県が〇〇地区治山事業の施工のために必要な土地について、土地所有者（管理者）が使用を承諾したのものとして、同人から実施機関あてに提出された承諾書であり、使用を承諾した土地の所在地及び承諾の条件を定めている。本文書には、施工地、土地所有者（管理者）の住所、氏名及び印影等が記載されており、その内容は、全体として条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と認められる。原処分において非公開とされている部分は、施工地の地番、土地所有者（管理者）の住所、氏名及び印影であり、これらを本件異議申立ての対象としているので、以下この点について検討する。

(1) 施工地の地番

上記第2の2(1)の公文書を見分したところ、〇〇地区治山事業の施工地の地番が公開されていることが認められた。そうすると、当該地番は公文書公開請求により、何人でも入手できるものであると言えることから、条例第7条第1号の非公開情報に該当しないことは明らかである。

(2) 住所及び氏名

地番が公にされる場合においては、当該土地の所有者の住所及び氏名は、不動産登記簿の閲覧等により、何人でも知り得ることが可能なものと言える。したがって、土地所有者の住所及び氏名は、条例第7条第1号ただし書イの「法令若しくは他の条例の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たると認められるから、公開すべきである。一方、土地管理者が誰かという情報は、不動産登記簿の閲覧等によって知ることができるものとは認められないので、土地管理者の住所及び氏名は、条例第7条第1号ただし書イには該当せず、同号の非公開情報に該当すると解するのが相当である。

そこで、審査会において、本件公文書に記載された施工地の登記事項証明書の提出を実施機関に求め、本件公文書と同証明書とを比較したところ、平成17年7月21日及び同月22日付け文書に記載された個人の住所及び氏名は登記名義人と一致し土地所有者と認められたが、同年11月28日付け文書に記載された個人の住所及び氏名は登記名義人と一致しなかったことから、土地管理者であると思料される。

(3) 印影

個人の印影については、その者の氏名を表示するだけでなく、当該個人の同一性を示

す手段でもあることから、その者の氏名が公開されている場合であっても、当該印影の性質・形状や使用されている状況について慎重に勘案して、個別にその公開・非公開を判断する必要がある。本件公文書を見分したところ、土地所有者（管理者）の印影は、承諾書に記載された内容が真正なものであることを示す認証的機能を有するものと認められることから、条例第7条第1号ただし書イに該当せず、しかも、同号ただし書ロ、ハ、ニ及びホに該当する事情も存しない。よって、土地所有者（管理者）の印影は、条例第7条第1号の非公開情報に該当すると解するのが相当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、審査会に提出された意見書の中で、「当事者の氏名及び印影が開示されないと、契約が正当になされたものかどうか判断ができません。もし、公開されない場合は法的手段をとる所存です。」との主張をしている。しかしながら、条例の趣旨は、何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであり、公開請求の理由や利用の目的・方法等の個別的事情を問うものではない。したがって、異議申立人が、物件移転補償契約等に関して利害関係を有するか否かは、公開可否の判断に影響を与えるものではないので、異議申立人の主張は採用できない。

4 結論

以上のことから、治山事業土地使用（兼保安林指定）承諾書中の施工地の地番並びに平成17年7月21日及び同月22日付け治山事業土地使用（兼保安林指定）承諾書中の土地所有者の住所及び氏名は公開すべきと判断するが、他の非公開部分は妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成18年12月22日	諮問
平成19年 1月31日	事案審議（平成18年度第7回審査会）
平成19年 3月 7日	事案審議（平成18年度第8回審査会）
平成19年 4月25日	事案審議（平成19年度第1回審査会）
平成19年 5月30日	事案審議（平成19年度第2回審査会）
平成19年 7月25日	答申案検討（平成19年度第4回審査会）

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 8月21日	答申決定（平成19年度第5回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
麻 生 昭 一	弁護士	会長
宇 野 稔	大分大学経済学部教授	会長代行
財 津 功	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	大分合同新聞社取締役編集局長	
矢野目 真 弓	大分県地域婦人団体連合会会長	